

令和9年度滋賀県立高等学校入学者選抜 配慮申請実施要領

滋賀県立高等学校入学者選抜では、障害のある生徒や海外帰国生徒等、配慮が必要な者に対して、個々の状況に応じて検討・協議し、特別な配慮の実施可否および実施内容を決定します。具体的にどのような配慮を行うかについては、高等学校長が中学校等の校長（以下「中学校長」という。）からの申し出に基づき、障害の程度や当該生徒の在籍校での配慮の状況などを考慮し、県教育委員会が判断します。

1 これまでに実施した特別な配慮の主な例

	配慮内容
聴覚障害	特別検査場での受検、補聴器等の持込、座席の配慮 等
視覚障害	特別検査場での受検、座席の配慮、問題用紙等の拡大 等
学習障害等	特別検査場での受検、問題用紙等へのルビ振り、時間延長 等
その他	検査場への持込み（ハンカチ※1、座布団、松葉杖、薬 等）
海外帰国生徒等※2	検査問題等へのルビ振り、時間延長、辞書の持込み

※1 ハンカチまたはハンドタオル（無地のもの）、ティッシュ（カバーが無地のもの）は、検査当日の持ち物点検時に認められた場合、持ち込むことができます。ただし、手掌多汗症や花粉症等の受検者がハンカチやティッシュを持ち込むためには協議が必要です。

※2 海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、ア・イのいずれにも該当する者のことをいう。
 ア 帰国し、または渡日した日から令和9年2月1日（月）までの期間が6年以内
 イ 帰国または渡日時からさかのぼり海外在住期間が継続して1年以上

2 受検上の配慮を受ける際の確認事項

(1) 受検上の配慮を受ける場合は、本人・保護者等から中学校等へ相談することから始めます。

ア 中学校生活において日ごろから配慮を受けている生徒が入学者選抜を受検する場合は、できる限り早い段階で出願予定の高等学校と相談を進めてください。検査の2か月前から相談可としていますが、それ以前でも構いません。

例：個別の教育支援計画や指導計画に基づいて支援を受けている生徒、
 海外帰国生徒等に該当する生徒、病気や障害により配慮を受けている生徒 等

イ 一時的なけが（骨折による松葉杖の持込みと使用等）や病気（インフルエンザによる特別検査場での受検等）が出願後に判明した場合は、速やかに中学校長から出願先高等学校長へ報告・相談をお願いします。

(2) 英語「聞き取りテスト」実施時における聴覚障害のある受検者への配慮については、障害の程度により次のとおりとし、併用することもできます。

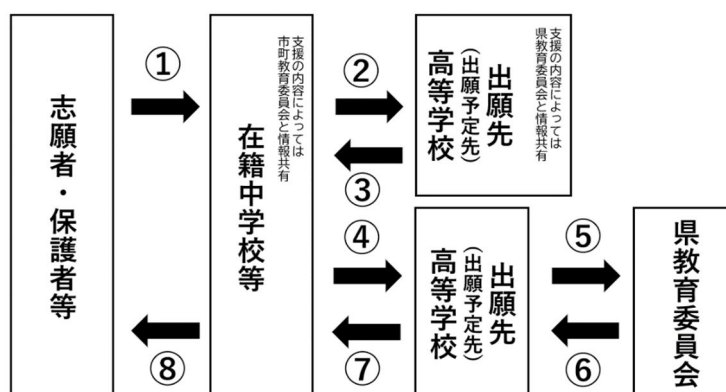
ア 座席の変更

イ 補聴器・ワイヤレス補聴援助システム（ロジャー）の持込みと使用

ウ 特別検査場でのCDプレーヤーの使用

エ 特別検査場でのリップリーディング等（聞き取りテストの10分間の時間延長）

3 受検上の配慮を受ける流れ（下図の①～⑧は、次ページの①～⑧に対応しています。）



(1) あらかじめ特別な配慮を必要とする受検者の場合

- 身体障害や発達障害、病気等により、中学校等において日ごろの学校生活で継続的に配慮している場合
- けがや骨折などにより車椅子や松葉杖等を持ち込み使用する場合や特別検査場での受検を必要とする場合 等
(直前に判明した場合は、その時点で速やかに対応する。)

①志願者・保護者等

出願予定先高等学校が決まり次第、在籍する中学校等の担当者へ、希望する特別な配慮の内容について申し出る。



②中学校長

出願予定先高等学校長へ電話連絡し、あらかじめ次の事項について説明する。

- I 入学者選抜にあたって措置を希望する特別な配慮の内容
- II Iに関わり、生徒の身体の状態や日ごろの学校生活で継続的に配慮している内容



③高等学校長

中学校長に対して、入学者選抜において希望する特別な配慮の内容について必要な根拠資料の準備を求める。(支援の内容によっては、相談事項等について県教育委員会と情報共有する。)



④中学校長

配慮事項や提出書類等について、高等学校長と確認した内容に基づき、出願予定先高等学校長へ協議を申し出る。(協議書等を高等学校長あて提出する。)

※受検日の2か月前から出願までに申し出る。

出願変更の場合は、出願変更最終日までに申し出る。

提出
書類

- 協議書(配慮1号(中→高))
- 根拠資料の写し(原本証明は不要)
 - ・配慮を必要とする病気や障害の内容を確認できるもの
 - ・中学校等で配慮をしている内容を確認できるもの
(例)診断書、個別的教育支援計画や個別の指導計画、健康の記録等のうち必要なもの
- 副申書(3号)
 - ・根拠資料を補足する場合に中学校長が作成するもの



⑤高等学校長

中学校長からの協議に基づき、入学者選抜で特別に配慮する事項について協議書を作成し、県教育委員会へ協議を申し出る。(協議書等を高校教育課長あて提出する。)

提出
書類

- 協議書(配慮2号(高→県))
- 中学校等からの提出書類の写し(原本証明は不要)



⑥県教育委員会

高等学校からの協議に基づき、中学校等において日ごろから学校生活で継続的に行われている配慮の内容等を踏まえて、受検上の特別な配慮の実施可否および実施内容を決定し、高等学校長あて配慮許可通知書を送付する。



⑦高等学校長

⑥の通知を受けた高等学校長は、中学校長に内容を伝え、具体的な実施について計画を進める。



⑧中学校長

志願者・保護者等へ決定した配慮の内容を報告する。

(2) 海外帰国生徒等で特別な配慮を必要とする受検者の場合

中学校等において日ごろの学校生活で継続的に配慮している場合、受検時に受けることができる配慮は以下のとおりです。

- I 学力検査等の問題用紙および解答用紙の漢字へのルビ振り。
 - II 中学校等で検査時間の延長を配慮している場合、学力検査等の時間の延長。
 - III 学力検査等において、外国語と日本語の相互の翻訳を目的とした辞書2冊までの持込み。
(日ボ辞書とポ日辞書など。辞書を持込む場合、学力検査等の時間の10分間延長。)
- ※この場合、中学校長は、本人・保護者等を持込む辞書の種類、国語の学力検査への辞書持込み希望の有無を確認し、別紙様式の「辞書持込み申請書」を添えて協議するものとする。
- ※国語の学力検査に辞書を持込む場合、漢字の出題(読み、書き取り)は配点外とし、漢字の出題を除いて100点満点となるように県教育委員会で配点を調整する。また、英語の辞書は、英語以外の学力検査での持込みを申請できるものとする。

①志願者・保護者等

出願予定先高等学校が決まり次第、在籍する中学校等の担当者へ、希望する特別な配慮の内容について申し出る。(海外帰国生徒等取扱措置願等を中学校長あて提出する。)

提出
書類

- 海外帰国生徒等取扱措置願(配慮3号)
- 辞書持込み申請書(配慮4号)※希望者のみ



②中学校長

出願予定先高等学校長へ電話連絡し、あらかじめ次の事項について説明する。

- I 入学者選抜にあたって措置を希望する特別な配慮の内容
- II Iに関わり、生徒の日本語の状況や日ごろの学校生活で継続的に配慮している内容



③高等学校長

中学校長に対して、入学者選抜において希望する特別な配慮の内容について確認するとともに必要な根拠資料の準備を求める。(支援の内容によっては、相談事項等について県教育委員会と情報を共有する。)



④中学校長

配慮事項や提出書類等について、高等学校長と確認した内容に基づき、出願予定先高等学校長へ協議を申し出る。(協議書等を高等学校長あて提出する。)

※受検日の2か月前から出願までに申し出る。

出願変更の場合は、出願変更最終日までに申し出る。

提出
書類

- 協議書(配慮1号(中→高))
- 海外帰国生徒等取扱措置願(配慮3号)
- 根拠資料の写し(原本証明は不要)
・学力検査等の時間の10分間延長が必要な場合、中学校等で配慮をしている内容を確認できるもの(例)個別の教育支援計画や個別の指導計画等のうち必要なもの
- 辞書持込み申請書(配慮4号)※希望者が提出した場合のみ



⑤高等学校長

中学校長からの協議に基づき、入学者選抜で特別に配慮する事項について協議書を作成し、県教育委員会へ協議を申し出る。(協議書等を高校教育課長あて提出する。)

提出
書類

- 協議書(配慮2号(高→県))
- 中学校等からの提出書類の写し(原本証明は不要)



⑥県教育委員会

高等学校からの協議に基づき、中学校等において日ごろから学校生活で継続的に行われている配慮の内容等を踏まえて、受検上の特別な配慮の実施可否および実施内容を決定し、高等学校長あて配慮許可通知書を送付する。



⑦高等学校長

⑥の通知を受けた高等学校長は、中学校長に内容を報告するとともに、具体的な実施について計画を進める。



⑧中学校長

志願者・保護者等へ決定した配慮の内容を報告する。

4-1 検査前日の対応について

- インフルエンザ等の感染症に罹患またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合 等
- ※ 前日までにインフルエンザ等の罹患が判明している場合は、罹患が判明した時点で、高等学校長へ連絡するとともに、配慮申請（追検査、特別検査場での受検）を行うこと。

17時までの対応（17時以降は「4-2 検査当日の対応」とする）

(1) 特別検査場での受検を希望する場合

1 志願者・保護者等→中学校等

- 志願者・保護者等は、中学校等へ次のことを伝える。
 - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
 - ②特別検査場での受検を希望する理由（診断された病名、体温、身体状況 等）
- 診断書がある場合は、中学校等へ提出する。

2 中学校長→高等学校長

- 中学校長は、高等学校長へ1で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について電話で協議する。

3 高等学校長→高校教育課→高等学校長

- 高等学校長は、高校教育課へ2で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について、電話で協議する。
- 高校教育課は、高等学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。

4 高等学校長→中学校長

中学校等→志願者・保護者等

- 高等学校長は、中学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。当日の対応など必要事項を説明する。
 - 否の場合 否の理由を説明する。
- 中学校等は、志願者・保護者等へ協議の結果を伝える。

5 中学校長→高等学校長→高校教育課

- 中学校長は、「協議書、診断書の写し（原本証明不要）またはこれに代わる副申書」を高等学校長へ提出する。
- 高等学校長は、中学校長から提出された書類の写し（原本証明不要）に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を高等学校長へ送付する。

(2) 追検査を希望する場合

※診断書等が必要。電話での協議ののち、書類提出。

1 志願者・保護者等→中学校等

- 志願者・保護者等は、中学校等へ次のことを伝える。
 - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
 - ②追検査を希望する理由（診断された病名、体温、身体状況 等）
- 次の書類を準備し、中学校等へ提出する。
 - 診断書、追検査受検願（書類は中学校等より）
 - ※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。
 - ※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を中学校等へ説明する。

2 中学校長→高等学校長

- 中学校長は、高等学校長へ1で確認した内容を説明し、追検査での受検について電話で協議する。

3 高等学校長→高校教育課

- 高等学校長は、中学校長からの協議内容に基づき、電話にて高校教育課と協議する。
- 高校教育課は、協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。

4 高等学校長→中学校長

中学校等→志願者・保護者等

- 高等学校長は、中学校長へ協議の可否を伝える。
 - 可の場合 書類の提出を求める。
 - 否の場合 否の理由を説明する。
- 中学校等は、志願者・保護者等へ協議の結果を伝える。

5 中学校長→高等学校長

- 中学校長は、「追検査受検願、診断書の写し（原本証明不要）」を高等学校長へ提出する。
 - 一般型選抜（学力検査）
 - 令和9年3月5日（金）原則午後3時まで
 - 学校独自型選抜（学校独自検査）
 - 令和9年3月5日（金）原則午後3時まで

6 高等学校長→高校教育課

- 高等学校長は、5で受理した書類の写し（原本証明不要）に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を高等学校長へ送付する。

4-2 検査当日の対応について

- 急な高熱やインフルエンザ等の感染症の症状またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合
- 公共交通機関の事故等による遅れにより、検査に間に合わない場合 等
(原則として、遅れた時間等により、特別検査場での受検か、追検査での受検かを高等学校が判断する)

当日の対応

(1) 特別検査場での受検を希望する場合

1 志願者・保護者等→中学校等

○志願者・保護者等は、中学校等へ次のことを伝える。

- ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
- ②特別検査場での受検を希望する理由
(診断された病名、体温、身体状況 等)

2 中学校長→高等学校長→中学校長

- 中学校長は、高等学校長へ1で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について電話で協議する。
- 高等学校長は、中学校長へ協議の可否を伝える。
可の場合 当日の対応など必要事項を説明する。
否の場合 否の理由を説明する。

3 中学校等→志願者・保護者等

- 2の結果を志願者・保護者等へ報告する。

(2) 追検査を希望する場合

※診断書等が必要。電話での協議ののち、書類提出。

1 志願者・保護者等→中学校等

○志願者・保護者等は、中学校等へ次のことを伝える。

- ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
- ②追検査を希望する理由
(診断された病名、体温、身体状況 等)

○次の書類を準備し、中学校等へ提出する。

診断書、追検査受検願(書類は中学校等より)

※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。

※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を中学校等へ説明する。

2 中学校長→高等学校長

- 中学校長は、高等学校長へ1で確認した内容を説明し、追検査での受検について電話で協議する。

3 高等学校長→高校教育課

○高等学校長は、追検査での受検について電話にて高校教育課と協議する。

○高校教育課は、高等学校長へ協議の可否を伝える。

可の場合 書類の提出を求める。

否の場合 否の理由を説明する。

4 高等学校長→中学校長

中学校等→志願者・保護者等

○高等学校長は、中学校長へ協議の可否を伝える。

可の場合 書類の提出を求める。

否の場合 否の理由を説明する。

○中学校等は、志願者・保護者等へ協議の結果を伝える。

5 中学校長→高等学校長

○中学校長は、「追検査受検願、診断書の写し(原本証明不要)等」を高等学校長へ提出する。

一般型選抜(学力検査)

→ 令和9年3月5日(金)原則午後3時まで

学校独自型選抜(学校独自型検査)

→ 令和9年3月5日(金)原則午後3時まで

6 高等学校長→高校教育課

○高等学校長は、5で受理した書類の写し(原本証明不要)に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。

○高校教育課は、配慮許可通知書を高等学校長へ送付する。

5-1 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【高等学校用】

(1) 受検会場について

①通常の検査場以外に、以下の受検者の特別検査場を準備すること。ただし、AとBは可能な限り分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じでも可とする。

A 体調不良者 B インフルエンザ等罹患者 C 特別配慮者 D 遅刻者

②検査場および控室の人数を 35 人以下とすることが望ましいが、各校の状況によって校長が判断する。

③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 1 メートル程度確保すること。

④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 2 メートル以上確保すること。

⑤面接検査場では、受検者同士の距離を 1 メートル程度、面接委員との距離を 2 メートル以上確保すること。

⑥トイレには、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。

⑦インフルエンザ等の感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置し、希望者が利用できるようにすること。

(2) 検査当日について

①校舎内に入る前の待ち時間および控室や更衣室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。

②検査場および控室は、適宜換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。

③実技検査場および更衣室は、状況を見て、必要であれば換気をおこなうこと。

④トイレ内は常時換気をおこなうこと。

(3) 高等学校での対応について

生徒・教職員ともに、日ごろよりマスクの着用や手洗い、手指消毒の励行等、インフルエンザ等に対する予防をおこなうこと。

5-2 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【中学校等、志願者・保護者等用】

(1) 受検会場について

①通常の検査場以外に、以下の受検者の特別検査場を準備します。ただし、AとBは可能な限り分けますが、各校の状況によっては同じ検査場となることもあります。

A 体調不良者 B インフルエンザ等罹患者 C 特別配慮者 D 遅刻者

②検査場および控室の人数を 35 人以下を原則としますが、各校の状況によって異なる場合があります。

③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 1 メートル程度確保します。

④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 2 メートル以上確保します。

⑤面接検査場では、受検者同士の距離を 1 メートル程度、面接委員との距離を 2 メートル以上確保します。

⑥検査場および控室は、適宜換気をおこないます。（対角にある窓を常時少し開放して換気をおこないます。）

⑦実技検査場および更衣室は、状況を見て、必要であれば換気をおこないます。

⑧トイレ内は常時換気をおこないます。

⑨インフルエンザ等の感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置します。

(2) 受検にあたり気をつけていただくこと

①日ごろより規則正しい生活や食生活に留意し、万全の体調で臨むようにしてください。

②校舎内に入る前の待ち時間および控室や更衣室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えてください。また、出来る限り密にならないようにしてください。

③予防としてマスクの着用や手洗い、手指消毒をおこなうようにしてください。